

原発の再稼働をめぐる地元合意について、「30キロ圏内」の
自治体を含めることを求める意見書

安倍内閣は、原子力規制委員会が安全確認した原発はすべて再稼働を進める方針を決め、原子力規制委員会は「新規制基準」を作成し、これに基づく原発再稼働の審査が開始されています。

この「新規制基準」の最大の特徴は、「安全神話」の崩壊を認め、福島原発事故のような過酷事故を想定して、事故の進展、拡大を防止し、その影響を緩和させることにあります。

原発を再稼働すれば、過酷事故が起こることを前提にした原子力災害対策を計画し、実施せざるを得なくなります。

福島原発事故の被害状況をみれば、30キロ圏内はもとより50キロ圏を超える飯館村においても全村避難が続いており、村役場は福島市内に間借りしている状況になっています。女川原発を再稼働させ過酷な事故が起こった場合には、美里町も町の存亡にかかわる重大な被害を受けることが予想されます。

以上のことから、これまで県と立地自治体に限定されていた原発再稼働をめぐる地元合意については、大幅に拡大することが不可欠であり、30キロ圏内の自治体にまで拡大することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月19日

宮城県美里町議会議長 吉田 眞悦

内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
環境大臣	石原 伸晃	殿
経済産業大臣	茂木 敏充	殿
原子力規制庁長官	池田 克彦	殿
宮城県知事	村井 嘉浩	殿